

ごかのお知らせ (381)

お知らせ

住宅取得を支援します

(企画財政課)

町では人口増加および定住促進を図るため、住宅を取得した方を対象に次のとおり奨励金を交付しています。

対象者

平成17年4月1日以降に五霞町へ転入された方で、町内に住宅を取得された方。

奨励措置

奨励金は、固定資産税の家屋部分相当額とし、交付期間は3年間です。

交付申請

奨励金の交付申請は、町税

(住民税・固定資産税・軽自動車税)を完納していることが条件です。

この場合、当該年度の1月末日までに申請手続きが必要です。なお、申請は年度ごととし、申請書類は町で定めた交付申請書に次の書類が必要です。

住民票謄本

建物登記簿謄本(写)

町税納税証明書

固定資産税課税明細書(写)

お問い合わせ

企画・情報G(内線222)

「G」は「グループ」を表します。

自動車税の納税証明書は大切に保管を

(町民税務課)

自動車の継続検査を受けるときには、自動車税納税証明書が必要で、

毎年5月にお送りしている納税通知書の一部は、納税証明書用紙になっており、自動車税を納付すると領収印が押され「納税証明書」になります。車検証と一緒に大切に保管してください。

なお、紛失等の理由により再発行の必要があるときは、県税事務所の窓口で申請してください。申請の方法および必要書類については、事前にお問い合わせ

してください。

お問い合わせ

境県税事務所 総務課

☎(87)1120代

国民年金保険料の納付について

(町民税務課)

平成19年度の保険料は、月額14,100円となります。

保険料は、前納(1年分、6か月分)することができます。

1年分、あるいは6か月分の保険料を一括で納められます。

前納すると保険料が割引になります。

前納は現金による納付のほか、口座振替もできます。

おトク!!

おトク!!

おトク!!

おトク!!

【6か月分の保険料】

口座振替では960円
納付書では 690円

毎月納めると 84,600円

前納すると
口座振替では83,640円
納付書では 83,910円

【1年分の保険料】

口座振替では3,550円
納付書では 3,000円

毎月納めると 169,200円

前納すると
口座振替では 165,650円
納付書では 166,200円

※保険料免除制度により、保険料の半額を納める場合にも割引になります。

平成19年4月以降に国民年金の第1号被保険者になられた方が前納を希望された場合には、最初に加入された月分から年度末の3月分までの保険料となります。

なお、納付書の発行日によって、前納で納められない月分の保険料がある場合がありますのでご注意ください。

保険料を納めることが困難な方は免除制度をご利用ください。

【経済的に困難なときは申請免除】

保険料

全額免除または

一部免除(3/4、半額、1/4)

対象者

所得が少ないなど、保険料を納めることが著しく困難と認められる方

平成18年度に申請免除を承認された方で継続して免除を希望されている方の申請は不要となります。

任意加入被保険者は対象となりません。

対象期間 7月から翌年6月

年金額

全額免除期間分

3/4免除期間分

半額免除期間分

1/4免除期間分

2/6

3/6

4/6

5/6

【学生なら学生納付特例】

(毎年申請が必要です)

保険料 全額を猶予

対象者

本人の所得が118万円以下で、大学(大学院)、短大、高等専門学校等に在学する20歳以上の学生の方

夜間、定時制、通信制の学生も対象になります。

対象期間 4月から翌年3月

【30歳未満なら若年者納付猶予】

保険料 全額を猶予

対象者

本人および配偶者の所得が一定額(全額免除の基準と同類)以下の方

対象期間 7月から翌年6月

ご注意ください

学生納付特例期間や若年者納付猶予期間は、将来受け取る年金の受給資格要件には算入されませんが、年金額には反映されません。

学生納付特例期間および若年者納付猶予期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができます。

お問い合わせ

町民G(内線233)